

令和3年1月8日

保護者各位

児童家庭部長

新型コロナウイルス感染症に係る学童保育所通所自粛について（要請）

日頃より、野田市の学童保育行政にご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、年末年始の新型コロナウイルス感染症の急拡大により、政府から1月7日に緊急事態宣言が発令されました。

野田市におきましても新規陽性者が増加し続けており、より一層の感染拡大防止の強化が必要であること、学童保育所の機能維持などの観点から、出来る限り家庭での保育（通所自粛）のご協力をお願いいたします。

1. 通所自粛の協力について

市内の新規陽性者が増加し続けており、学童保育所では、施設の清掃・消毒や手洗いの徹底等、引き続き感染防止対策に留意しておりますが、子どもたちが集まる以上、当該感染症を完全に防止できるとは言えない状況下であり、「クラスター」と呼ばれる感染者の集団が発生するなどのリスクを免れません。

そのため、ご家庭での保育が可能な方については、通所を控える等、できる限りのご協力いただきますようお願いいたします。

2. 通所自粛要請期間

令和3年1月9日（土）から令和3年2月7日（日）まで

※通所自粛を強制するものではありません。

3. 1月分の学童保育料について

手続期間を設け、1月14日（木）から30日（土）までの期間、感染予防のため学童保育所への通所を自粛した場合は、特例として1月分の学童保育料を免除します。

※2月分については、別途連絡させていただきます。

4. 通所自粛に伴う免除手続について

「休所願い」の届出が必要となります。

学童保育所に「休所願い」の様式がありますので、必要事項を記入のうえご提出ください。様式は、市ホームページにもあります。また、提出については、児童家庭課窓口でもお受けいたします。郵送の場合は1月14日迄（消印有効）に児童家庭課宛に郵送してください。

お問合せ先 児童家庭課 04-7123-1093